

## (仮称)滋賀県子ども・青少年総合計画策定協議会設置要綱

### (趣旨)

第1条 滋賀の子どもや青少年の健全な育成を図り、子どもが生まれる段階から社会の担い手となるまで切れ目なく支援していくため、次世代育成支援行動計画「子どもの世紀しがプラン」、青少年育成長期構想「新・アクティユースプラン」、「ひとり親家庭等自立促進計画」の3計画を統合した新たな計画の策定にあたり、広く関係者・団体等の意見を反映することを目的として、(仮称)滋賀県子ども・青少年総合計画策定協議会(以下「策定協議会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 策定協議会は、本県の子どもの青少年施策の基本的な考え方および推進方策等について、必要な事項を協議し、意見を述べる。

### (組織)

第3条 策定協議会は、子ども・青少年に関係する団体、経済・労働関係者、学識経験者、地方公共団体職員等の中から健康福祉部長が選出した20名以内をもって構成する。

2 委員のうち、2名は公募により選任する。

3 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長および副会長)

第4条 策定協議会に会長1名および副会長1名を置く。

2 会長は委員の互選により、副会長は会長の指名により定める。

### (会長の職務および職務代理)

第5条 会長は、策定協議会の議長となり、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 策定協議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に関する関係者を招き、意見を聞くことができる。

### (検討会の設置)

第7条 策定協議会には、必要に応じ検討会を設置することができる。

2 検討会は、特定の分野について、広く関係者を交えて意見交換を行い、計画立案に生かすため、策定協議会の協議の進展に応じて開催する。

3 検討会の委員は、策定協議会委員および検討会における検討のために必要な経験と知識を有する者の中から健康福祉部長が選出した者をもって構成する。

### (庶務)

第8条 策定協議会および検討会の庶務は、健康福祉部子ども・青少年局において処理するものとする。

### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定協議会および検討会の運営その他必要な事項は、別に定める。

### 付 則

1. この要綱は、平成21年4月15日から施行する。

2. この要綱は、平成23年3月31日限りその効果を失う。

(仮称)滋賀県子ども・青少年総合計画策定協議会 検討会運営要領

1 趣旨

(仮称)滋賀県子ども・青少年総合計画策定協議会設置要綱第7条の規定に基づく検討会の運営について必要な事項を定める。

2 検討項目等

(1) 検討するテーマごとに次の4つの検討会を置く。

子育て支援検討会(子育て支援と労働関係)

社会的養護検討会

青少年自立支援検討会

ひとり親家庭支援検討会

(2) 各検討会は、担当する分野にかかる以下の項目について議論する。

- ・現状の把握と課題の抽出
- ・5年後を見据えた基本的方向性
- ・計画に重点的に位置付けるべき取組(数値目標を含む)
- ・その他、計画立案のために必要な事項

3 座長および副座長

(1) 検討会に座長および副座長を置くものとし、策定協議会委員の互選により選出する。

(2) 座長は、検討会の議長となり、会務を総理する。

(3) 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときまたは欠けたときは、その職務を代行する。

4 会議

(1) 検討会の会議は、子ども・青少年局長が招集する。

(2) 子ども・青少年局長は、必要に応じ、関係者に会議への出席を求めるものとする。

5 庶務

検討会の庶務は、健康福祉部子ども・青少年局において処理する。

6 その他

検討会の事務局として、子ども・青少年施策推進本部の関係部局が参加する。

付 則

1. この要領は、平成21年4月15日から施行する。